

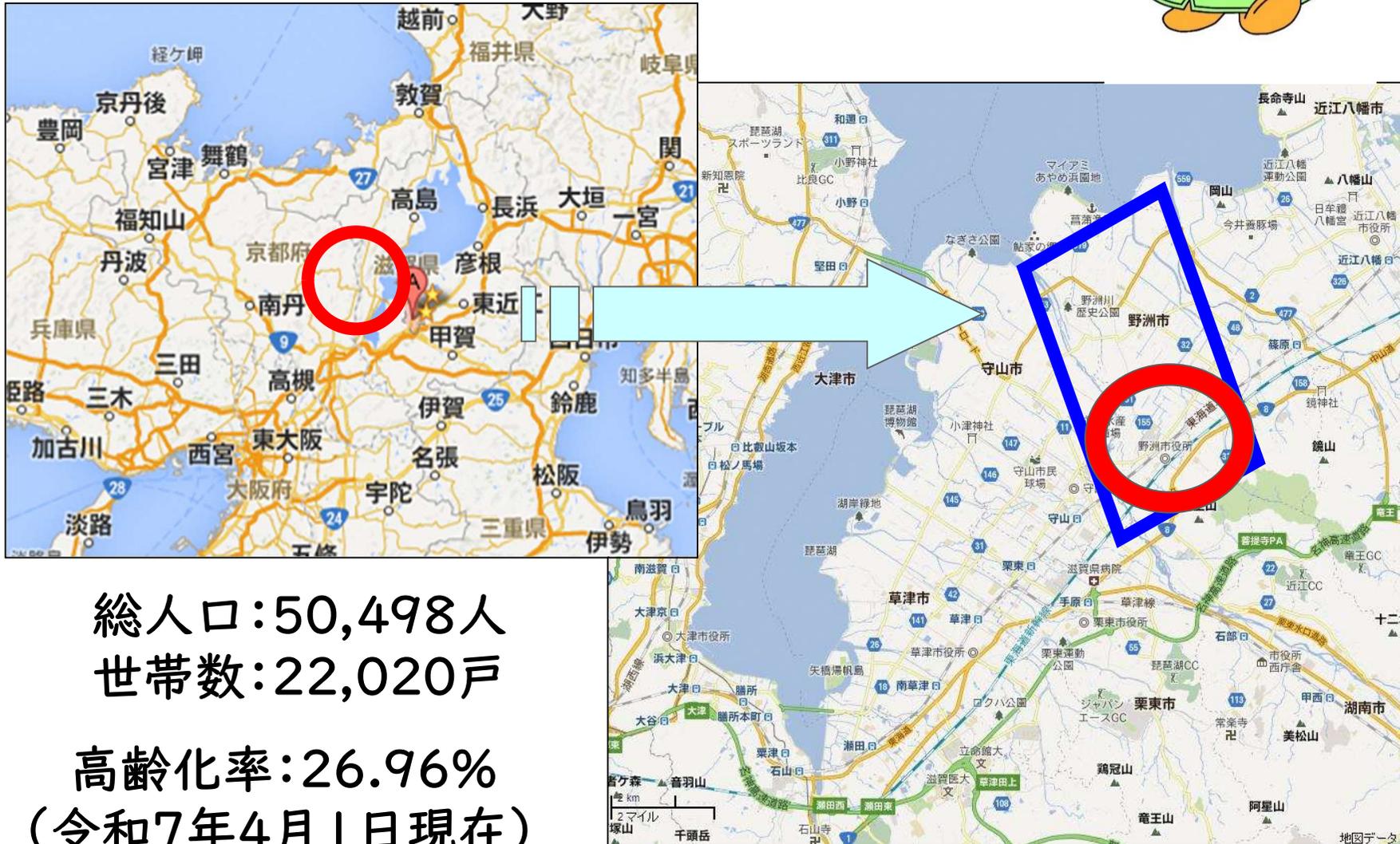
令和7年度 野洲市の見守り活動について



野洲市観光PRキャラクター
ドウタク くん

野洲市健康福祉部
市民生活相談課
消費生活センター

野洲市の紹介



【野洲市くらし支えあい条例の概要】

「売り手よし(事業者)、買い手よし(消費者)、世間よし(地域)」。

近江商人の教えである三方よしを継承し、事業者と消費者がともに満足し成長することで地域社会の発展を目指すことを条例の基本方針としています。

消費者被害その他の市民のくらしに関わる背景にその者の経済的困窮、地域社会からの孤立、その他の生活上の諸課題があることを踏まえ、消費者被害の解決のみならず、生活困窮者等を支援することにより、安全かつ安心で市民が支えあうくらしの実現に寄与する事を目的としています。

- ◎ 三方よし経営の促進
- ◎ 消費者苦情に対する解決力の強化
- ◎ 消費者被害の未然・拡大防止の推進
- ◎ 生活困窮者等への生活再建支援
- ◎ 見守りネットワークの構築

The infographic is titled "野洲市くらし支えあい条例" (Noto City Mutual Support Ordinance) and is dated "平成28年10月1日施行" (Enacted October 1, 2016). It features a central diagram with three circles: "事業者 (売り手)" (Business/ Seller), "消費者 (買い手)" (Consumer/ Buyer), and "地域 (世間)" (Community/ World). The central text reads "三方よし経営を促進しています!" (We are promoting mutual benefit business!). Below this, it states "「売り手よし、買い手よし、世間よし」の三方よしをふまえた経営をすることを促進しています" (We are promoting business based on the mutual benefit of seller, buyer, and community). The infographic is divided into four quadrants with specific details: 1. Top-left: "消費者トラブルに対する解決力の強化" (Strengthening resolution power for consumer trouble). It mentions providing explanations and materials to businesses and publishing names if necessary. 2. Top-right: "消費者トラブルの未然・拡大防止" (Prevention and expansion of consumer trouble). It mentions publishing product test results and improving methods to prevent trouble. 3. Bottom-left: "訪問販売事業者の登録制度" (Registration system for door-to-door sales businesses). It requires registration for door-to-door sales in the city and provides a way for consumers to report information. 4. Bottom-right: "見守り活動の強化" (Strengthening watch activities). It mentions setting up a consumer trouble watch system to protect the elderly and vulnerable, and establishing a consumer safety assurance committee. At the bottom, it provides contact information for the "野洲市消費生活センター" (Noto City Consumer Life Center) at TEL.077-587-6063 and FAX.077-586-2177.



野洲市くらし支えあい条例での位置づけ

(消費者安全確保地域協議会)

第8条 市長は、法第11条の3第1項の規定に基づき、野洲市消費者安全確保地域協議会を組織する。

(見守りネットワーク)

第27条 市、事業者及び自治組織は、要配慮市民等が安心して暮らすことができるよう見守るため、相互に連携を図りながら協力する組織(以下この条において「見守りネットワーク」という。)を構築するよう努めなければならない。

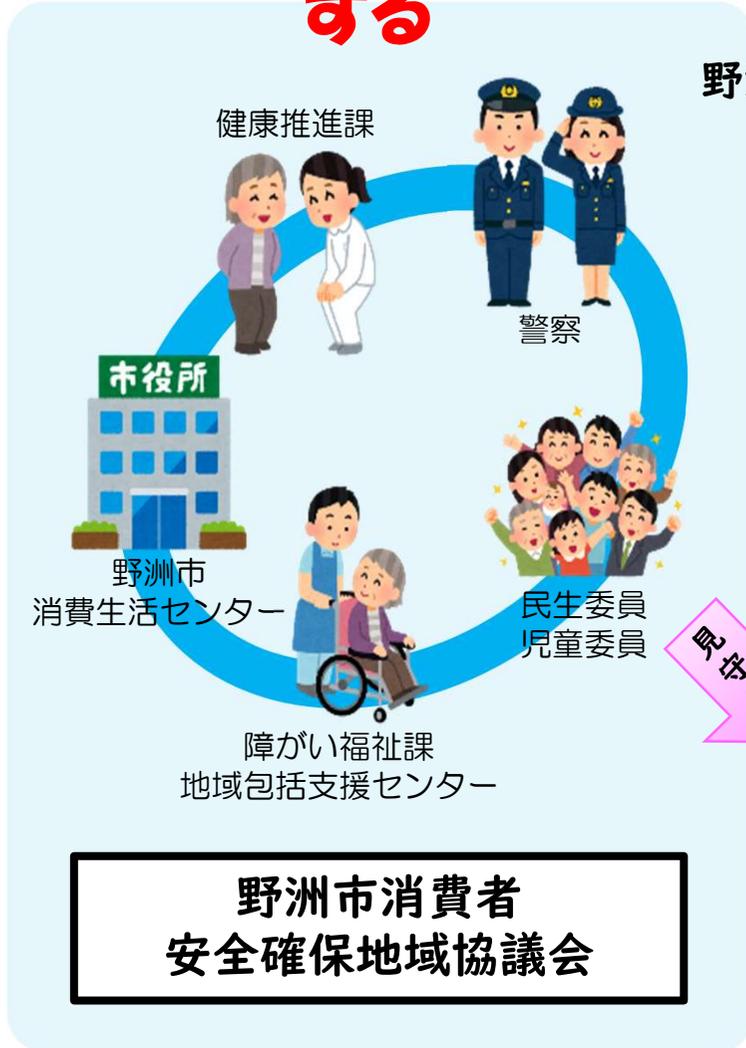
2 市は、見守りネットワークを構築するときは、協力する事業者及び自治組織(当該見守りネットワークに協力する特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他の団体があるときは、当該団体を含む。)と協定を締結するものとする。

野洲市の見守り活動の仕組み

個人情報を活用

する

しない



野洲市消費生活センター



要配慮市民等

通報

通報(個人情報含む)

消費生活協力団体の委嘱

発見

個人情報に留意!

委嘱団体は必要に応じて個人情報の提供が可能!

野洲市見守りネットワーク

*野洲市見守りネットワーク協定事業者(49事業者)

*野洲市の消費生活協力団体の委嘱(6団体)※R7.4.1現在

野洲市消費者安全確保地域協議会の特徴

特徴

○個人情報 の活用

- ・消費者庁や警察から提供された個人情報をベースに見守りリストを作成し、構成員に配布して見守り等の活動に活用しています。
- ・関係機関から提供を受けた情報を分析し、市の保有する情報を突合させることで、配慮が必要な市民(=見守りが必要な市民)を抽出することができます。ピンポイントで見守ることで、効果的な見守りを行うことができます。

*市の保有する情報

⇒介護認定、障がい者手帳、福祉サービス利用等

○福祉部局や関係機関と連携した見守り等の活動の実施

- ・市の福祉部局と連携し、見守り等の活動を行います。
- ・消費生活センターだけでは、見守り等を活動を行うことができない。
- ・一人の対象者に対し、さまざまな角度からの見守り等の活動を行います。



消費者庁・警察から提供された情報の活用

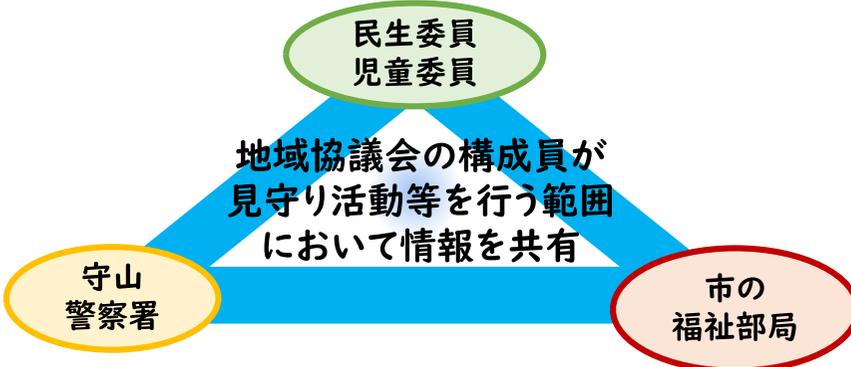
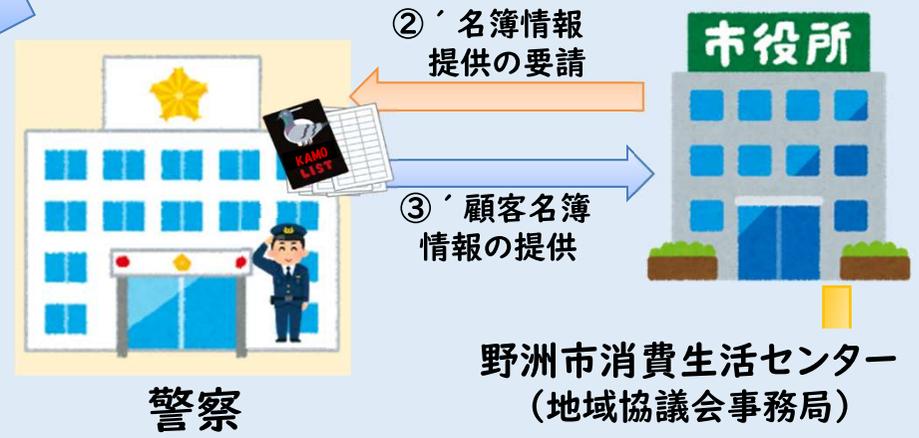
「見守りリスト」の作成

詐欺犯・悪質業者



消費者安全法

- ・消費者庁へ情報の求め・提供
- ・警察署へ情報の求め・提供
- ・構成員へ「見守りリスト」の提供



野洲市消費者安全確保地域協議会

野洲市社会福祉協議会、守山警察署、民生委員児童委員、介護サービス事業所、障がい福祉サービス事業所、医療機関、弁護士、その他会長が必要と認めるもの

必要な範囲で情報共有

見守りリストの作成と提供（個人情報活用の活用）

根拠法：消費者安全法

- 消費者庁からの情報提供・・・・・・・・・・法第11条の2第1項
→消費者安全法に基づき、消費者庁が保有する野洲市民の情報の提供を求める。
- 警察からの情報提供・・・・・・・・・・法第11条の4第3項
→消費者安全法に基づき、警察が保有する詐欺に関する野洲市民の情報の提供を求める。
- 市が保有する情報の活用・・・・・・・・・・法第11条の4第3項
→消費者庁と警察から提供された情報をベースに市が保有する情報情報等)を加え、介護保険台帳や障がいに関する手帳交付台帳に記載された情報を突合させ、見守りリストを作成する。
- 構成員への見守りリストの提供・・・・・・・・・・法第11条の4第3項
→作成した見守りリストを必要に応じて構成員に提供する。

見守り活動 ～民生委員児童委員との取組事例～

◎地域で解決したケース

「訪問販売で高額な布団を買ったら息子に『高すぎる!』と叱られた」と80歳代女性から相談を受けた民生委員さん。

近くの自治会館に女性をお連れし、そこで自治会長等も集まって相談を受けられました。

「市役所に連絡しにくい」と言われるので、民生委員から契約書に記載のある事業者に電話をし、「本人が解約したいと言っている」と断っていただきました。

あわせて、自治会長や民生委員ら、地域ぐるみで女性の相談を受けていて、平時見守り活動をしていることを伝えることで、今後の抑止力にもなりました。

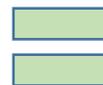
地 域

地域ぐるみで対応されたことで、今後の被害防止にもつながる。



行 政

センターから事業者へ電話で解約の確認。
クーリング・オフ期間中で、支払いも商品の引き渡しもなかったことで、無事解決!



野洲市見守りネットワーク協定 連携図

野洲市見守りネットワーク連携図

事業者・関係機関等

○ 対象者の異変とは ○

- 訪問時はいつも玄関に出てくるのに、玄関に施錠もなく呼び出しても応答がない。
- 郵便受けに新聞や郵便物がたまっている。
- 見慣れない人が家に入りやすくなった。
- 買い物に来たとき又は配達したときに、お金の勘定が出来ない、同じものを頻りに購入しているなど様子がおかしい。
- 金融機関でまとまったお金を下ろそうとする。
- コンビニで高額な電子マネーを購入しようとする。
- 宅配便を届けたときに、頼んだ覚えがない商品だと不審がる。
- 老人会といった地域の集まりや行事にいつも参加しているのに、急に来なくなった。
- ゴミをうまく分別できなくなった、またゴミをため込むようになった。
- 頻りに罵声が聞こえたり、物を投げる音がするなど、虐待、暴行を受けているおそれがあると思われるとき。
- 服装が不自然なまま外出している。
- 家賃や自治会費等の支払ができず、生活に困っているようだ。
- 常に泣き声が聞こえる。
- 不自然なあざややけどがある。
- 衣類や身体が不潔である。
- 無表情や大人を見るとおびえる様子が見受けられる。
- 早朝、夜間に子どもが一人で歩いている。
- その他、異変等が発生していると推測できる状況のとき。



※上記に限らず、性別年齢を問わず様子がおかしいと感じたときは、ご連絡ください。

緊急時！

警察 110 番
消防・救急
119 番

個人情報に配慮の上、
通報者へフィードバック

◎平日 8:30~17:15

《 通報窓口 》
市民生活相談課 587-6063
※通報内容を振り分け、連絡

《障がい者虐待》
地域生活支援室
587-6169

《児童虐待》
家庭児童相談室
587-6140

《高齢者虐待》
高齢福祉課
地域包括支援センター
588-2337

虐待が疑われる場合

◎土、日、休日、開庁以外の時間 【野洲市役所代表】 587-1121
※担当課から折り返し連絡します。

野洲市見守りネットワーク協定 47団体

No.	企業・事業者名	No.	企業・事業者名
1	有限会社たちいり 読売センター野洲	26	野洲市国際協会
2	有限会社北村新聞店	27	親子英語サークル「Honey」
3	社会福祉法人野洲市社会福祉協議会	28	ヤマト運輸株式会社 滋賀主管支社
4	NPO法人篠原シニアネット	29	第一生命保険株式会社 滋賀支社
5	京滋ヤクルト販売株式会社	30	明治安田生命保険相互会社 滋賀支社
6	生活協同組合コープしが	31	株式会社ダスキ クリーン・ケア 営業本部 近畿地域本部
7	一般社団法人守山野洲医師会	32	滋賀県司法書士会
8	一般社団法人滋賀県LPガス協会	33	株式会社ぎずな
9	株式会社平和堂	34	一般社団法人滋賀県財産管理承継センター
10	レーク滋賀農業協同組合	35	特定非営利活動法人ふれあいワーカーズ
11	西日本電信電話株式会社 滋賀支店	36	滋賀弁護士会
12	株式会社エコシティサービス	37	フードバンクびわ湖
13	滋賀中央信用金庫	38	株式会社セブン-イレブン・ジャパン
14	湖東開発株式会社	39	一般社団法人やす地域共生社会推進協会
15	株式会社滋賀銀行	40	井ノ上新聞舗
16	野洲市老人クラブ連合会	41	ほりで医院
17	日本郵便株式会社	42	京都信用金庫
18	大阪ガス株式会社	43	辻牛乳店
19	株式会社沙門 朝日新聞サービスアンカー草津西	44	一般社団法人古民家再生協会滋賀南
20	野洲市商工会	45	関電サービス株式会社滋賀営業所
21	KDDI株式会社 コンシューマ関西支社 コンシューマ関西営業統括部	46	訪問看護ステーション 和来やす
22	株式会社京都銀行 守山支店	47	有限会社 ゆうすげ介護
23	株式会社ポーラ 京都センター	48	エースカーゴ株式会社
24	からだ元気治療院 心陽守山店	49	関西みらい銀行 野洲支店
25	ピタットハウス野洲店 株式会社OVO		令和7年4月1日現在